平成２７年（フ）第１３号
千葉県鴨川市江見内遠野649番地１
債務者　藤田亜矢子
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第５９２号
京都市伏見区日野田頬町１番地22　マンションなごみ403
債務者　渡辺　康弘
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６０５号
京都市伏見区深草大亀谷東寺町99番地９
債務者　伊藤　香苗（旧姓菅野）
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
兵庫県加古川市尾上町長田239番地の22
債務者　本田　知余
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０７号
兵庫県加古川市山手２丁目13番１―102号
債務者　三ツ股　稔
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０８号
兵庫県加古川市山手２丁目13番１―102号
債務者　三ツ股とし子
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１４号
兵庫県姫路市飾磨区今在家６丁目65番地　マロン・ハイツ今在家105
債務者　スナック沙羅こと　吉田　悦子（旧姓中山）
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市四郷町見野910番地１　市営見野住宅２棟224号
債務者　丸山　和子
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６２号
広島県東広島市八本松飯田６丁目２番38号
債務者　原　　利行
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７５号
福岡県春日市春日原北町３丁目11番地１　三の丸ビル203号
債務者　田中　敬子
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９号
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目５番地23
債務者　東谷亜理沙（旧姓大原）
１　決定年月日時　平成27年７月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
長野県安曇野市豊科4492番地35
債務者　石坂　正志
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１２０号
徳島県鳴門市大津町木津野字西辰巳19番地４
債務者　河井　厚美
１　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４号
徳島県三好市池田町サラダ1794番地４
債務者　永瀬きよふみ
１　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第３６号
徳島県美馬市脇町字小星1169―19、住民票上の住所徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島320番地３
債務者　福島　好子
１　決定年月日時　平成27年７月21日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第１４７号
山梨県山梨市小原西743番地　幡野アパート１号
債務者　小松　　忍
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
山梨県中央市下河東3066番地７、前住所山梨県中巨摩郡昭和町押越2235番地　先照ハイツ102号
債務者　中澤　　亮
１　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係